

(平成26年4月22日)

地域自治区及び地域協議会について

南 相 馬 市
鹿島区地域振興課振興係

< 目 次 >

- 1 地域自治区について・・・・・・・・・・ P 1
- 2 地域協議会について・・・・・・・・・・ P 8
- 3 委員提言について・・・・・・・・・・ P 1 1

地域自治区及び地域協議会について

1. 地域自治区について

(1) 地域自治区とは

南相馬市における地域自治区は、地方自治法の規定に基づき設置された地域自治組織であり、旧3市町の区域に設置されました。地域自治区を設置する目的は、地域の住民の意見を行政に反映させ、行政と住民との連携を強化することです。地域自治区には、行政サービスを提供する「地域自治区の事務所」が設置されました。また、住民と行政をつなぐ「地域協議会」が設置されています。

【地方自治法第202条の4】

市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

(以下省略)

(2) 地域自治区の概要

本市に設置された地域自治区の概要は次のとおりです。

設置区域、名称及び地域自治区の事務所

旧3市町の役所・役場が地域自治区の事務所となりました。

設置区域	地域自治区の名称	事務所の名称
旧小高町の区域	小高区	小高区役所
旧鹿島町の区域	鹿島区	鹿島区役所
旧原町市の区域	原町区	原町区役所

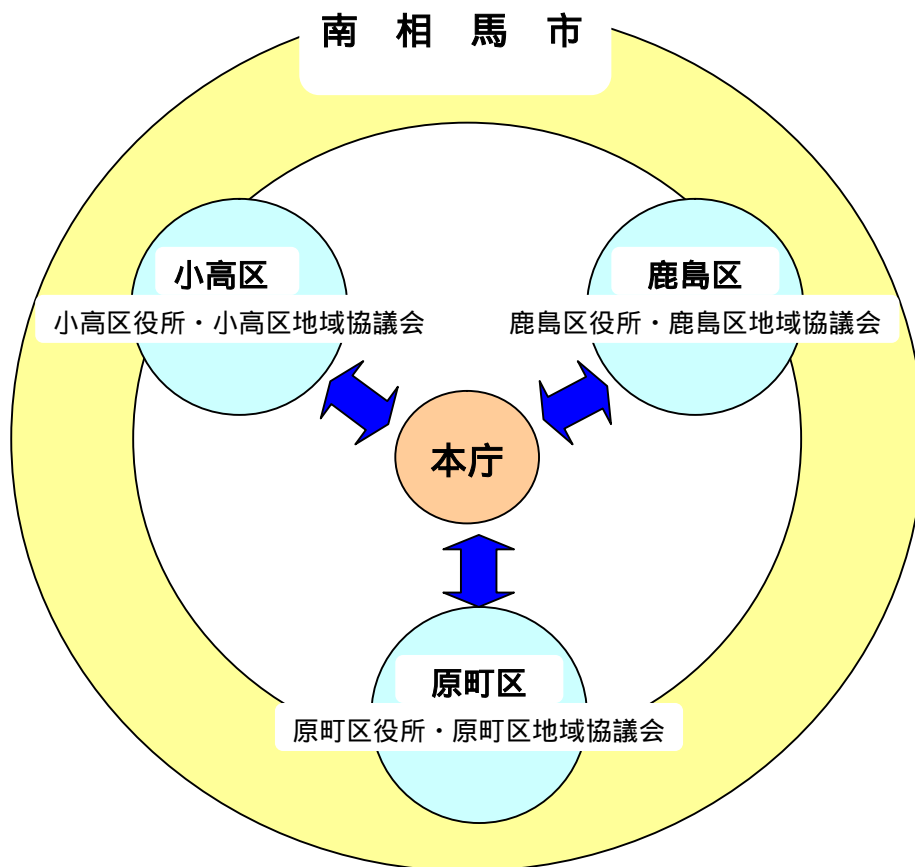
設置期間

設置の期間は定めません。

地域自治組織制度について

南相馬市では、それぞれの地域の主体性を尊重し、地域が互いに補完しあい貢献しあうことにより、新市全体の発展を図るため『地域自治組織制度』を採用しました。これまでの旧市町の区域を地域自治区とし、区役所と地域協議会を設置しています。

地域の皆さんが地域づくりに参画し、その実感を持つことによって地域全体の潜在能力を引き出し、新しいふるさと創りを進めていきます。



本庁の役割

- ・ 市全体に係わる行政施策の企画立案
- ・ 新市全体の財政運営と予算配分
- ・ 一体的事業の執行
- ・ 行政組織と人事の管理
- ・ 条例規則等の整備
- ・ 地域間の総合調整

地域自治区の役割

地域自治区には、区役所と地域住民の代表で組織する地域協議会を設置し、地域枠予算と各区の自治振興基金により、地域の特色を活かした地域づくりを進めています。

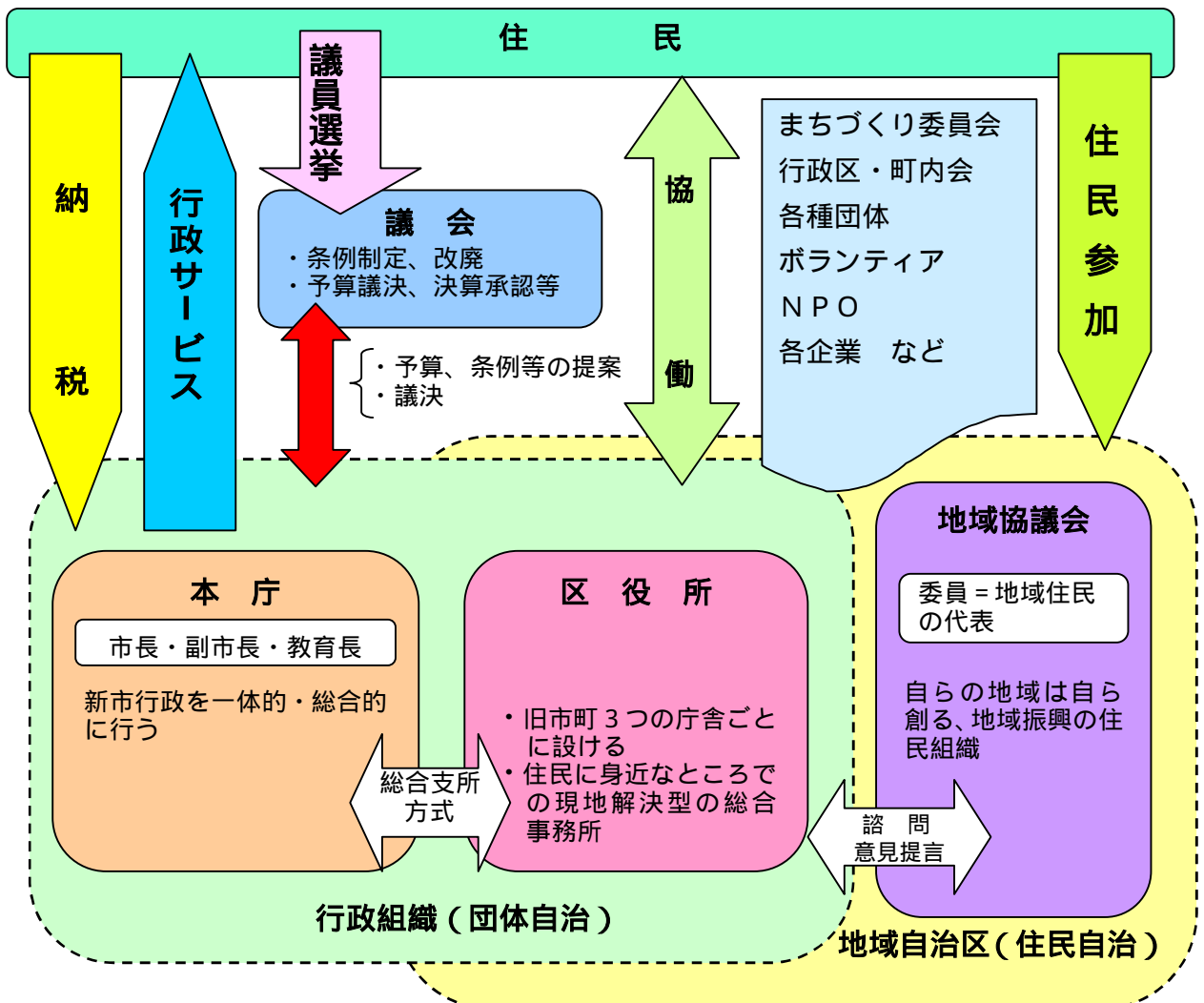
【 区役所の役割 】

- ・ 地域振興に向けた施策の展開
- ・ 窓口サービスなど、地域住民に身近なサービスの提供

【 地域協議会の役割 】

- ・ 住民自治の中心的組織として地域住民を代表する
- ・ 地域住民の意見を行政に反映させるため、地域自治区内の運営に対し意見提言を行う

地域自治組織のイメージ



【参考】

相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の廃置分合に伴う 地域自治区の設置等に関する協議書

(平成17年2月28日小高町告示第12号/鹿島町告示第5号/原町市告示第13号)
改正 平成18年6月30日 条例第263号

平成18年1月1日から相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市を廃し、その区域をもって新たに「南相馬市」を設置することに伴う地域自治区の設置等について、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の5第2項、同条の6第1項及び同条の6第3項の規定により、下記のとおり定める。

記

1 地域自治区の設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の4第1項の規定に基づき、相馬郡小高町、同郡鹿島町及び原町市の区域ごとに地域自治区を設置する。

2 地域自治区の名称について

地域自治区の名称は、次のとおりとする。

小高区

鹿島区

原町区

3 事務所の位置、名称及び所管区域について

地方自治法第202条の4第2項の規定に基づき、地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

地域自治区 の名称	事務所の位置	事務所の名称	所管区域
小高区	現在の小高町役場の位置	小高区役所	現在の小高町の区域
鹿島区	現在の鹿島町役場の位置	鹿島区役所	現在の鹿島町の区域
原町区	現在の原町市役所の位置	原町区役所	現在の原町市の区域

4 区役所の役割について

区役所は、地域自治区の区域内の振興に向けた施策の展開及び住民の身近なところで住民の意見を反映して行う地域住民に対する行政サービスを担任する。

5 地域協議会の設置について

(1) 地方自治法第202条の5第3項の規定に基づき、地域自治区ごとにそれぞれ地域協議会を設置する。

(2) 地域協議会の名称は、次のとおりとする。

小高区地域協議会

鹿島区地域協議会

原町区地域協議会

6 地域協議会の構成員について

(1) 地域協議会の構成員（以下「委員」という。）の定数は、それぞれ15人以上とし、それぞれの地域自治区の状況に応じて組織する。

(2) 委員は、地域自治区の区域内に住所を有する者で、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

ア 公共的団体の推薦のあった者

イ 地域の代表としてふさわしい見識を有する者

ウ その他市長が必要と認める者

7 委員の任期について

(1) 地方自治法第202条の5第4項の規定に基づく委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2) 委員の再任は、妨げない。

(3) 委員は、当該自治区に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

8 委員の報酬について

委員に日額の報酬を支給する。なお、報酬の額については、市長が別に定める。

9 会長及び副会長について

(1) 地方自治法第202条の6第1項の規定に基づき、地域協議会に、会長及び副会長を置く。

- (2) 会長及び副会長の選任の方法は、委員の互選により推薦のあった者から市長が選任する。また、市長は、会長及び副会長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合その他その職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを解任することができる。
- (3) 会長は、地域協議会を代表する者として、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会の運営全体を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

10 協議会の会議について

- (1) 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (4) 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- (5) 会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認める場合は公開しないことができる。

11 地域協議会の権限について

- (1) 地域協議会は、当該地域自治区に関し市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
- (2) 地方自治法第202条の7第2項に規定する市の施策に関し、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない重要事項は、次に掲げる事項とする。
 - ア 新市建設計画に関する事項
 - イ 市の基本構想及び基本計画に関する事項
 - ウ 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
 - エ 自治振興基金の用途に関する事項
- (3) 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

12 地域協議会の庶務について

地域協議会の庶務は、各区役所において処理する。

13 その他

この協議書に定めるもののほか、地域自治区の運営に関し必要な事は、市長が別に定める。

平成17年2月28日

小高町長 江井 績

鹿島町長 中野 一徳

原町市長 渡辺 一成

附 則（平成18年条例第263号）

この条例は、公布の日から施行する。

2 . 地域協議会について

(1) 地域協議会とは

地域協議会は、地域自治区内で実施される様々な事務事業に関して、市長や市の機関の諮問に応じるほか、意見を述べることができる機関であり、地方自治法に基づいて設置されます。この法律の中で、地域協議会の権限、その他基本的な事項について定められています。

【地方自治法第202条の5第1項】

地域自治区に、地域協議会を置く。

(2) 地域協議会の概要

本市に設置される地域協議会の概要は次のとおりです。

なお、地域協議会の開催は、概ね毎月1回です。

設置区域及び名称

地域自治区ごとにそれぞれ地域協議会を設置します。

設置区域	地域協議会の名称
小 高 区	小高区地域協議会
鹿 島 区	鹿島区地域協議会
原 町 区	原町区地域協議会

設置期間

設置の期間は定めません。

委員数

15人以内（各地域自治区内に住所を有する者）

委員の任期

2年（再任可）

委員の報酬

日額6,500円（費用弁償1,500円）

委員の身分

南相馬市の非常勤特別職

会長及び副会長

委員の互選により推薦のあった者から市長が選任する。

- ・会長は、地域協議会を代表する者として、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会の運営全体を総理する。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

会議

- ・会議は会長が召集し、会議の議長となる。
- ・会議は委員の半数以上の出席により開催する。
- ・会議の議事は出席委員の過半数で決する。
- ・会議は公開とする。（非公開も可）

権限

- ・市長その他の市の機関からの諮問事項に対する答申
- ・必要と認める事項についての審議及び意見書の提出
 - (1) 地域自治区が担当する事務に関する事項
 - (2) 市が処理する地域自治区内の重要な施策に関する事項
 - (3) 地域自治区内に住所を有する者や各種団体との連携強化に関する事項

* 具体的には、以下のような例が考えられます。

地域福祉(学童保育、福祉ボランティア活動支援等)に関すること。

地域内の環境保全(リサイクル、清掃、自然保護等)に関すること。

地域内道路、施設等の管理等に関すること。

地域防災・防火、地域防犯等に関すること。

地域固有の歴史、文化等の伝承等に関すること。

地域づくり計画の作成等に関すること。

住民に関する窓口業務等に関すること。

- ・あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない事項
 - (1) 新市建設計画に関する事項
 - (2) 南相馬市総合計画の策定及び改定
 - (3) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
 - (4) 自治振興基金の使途に関する事項

(5) その他市長が地域協議会に諮問することが適当であると認めた
事項

3 . 委員提言について

(1) 委員提言とは

地域協議会では、地域自治区内の意見を行政に反映させるため、委員は委員提言を行うことができます。

(2) 委員提言の方法

地域の意見を反映させるべき事項について、提言書（様式、記載例は 13～14P）を各区地域振興課に提出していただきます。

各区地域振興課では状況を調査し、提言内容を協議事項として地域協議会に提案します。

地域協議会では提言内容について、地域協議会の総意として市長に対し提言すべきか否かを協議し、提言すべきとなった場合は市長に対し提言することになります。

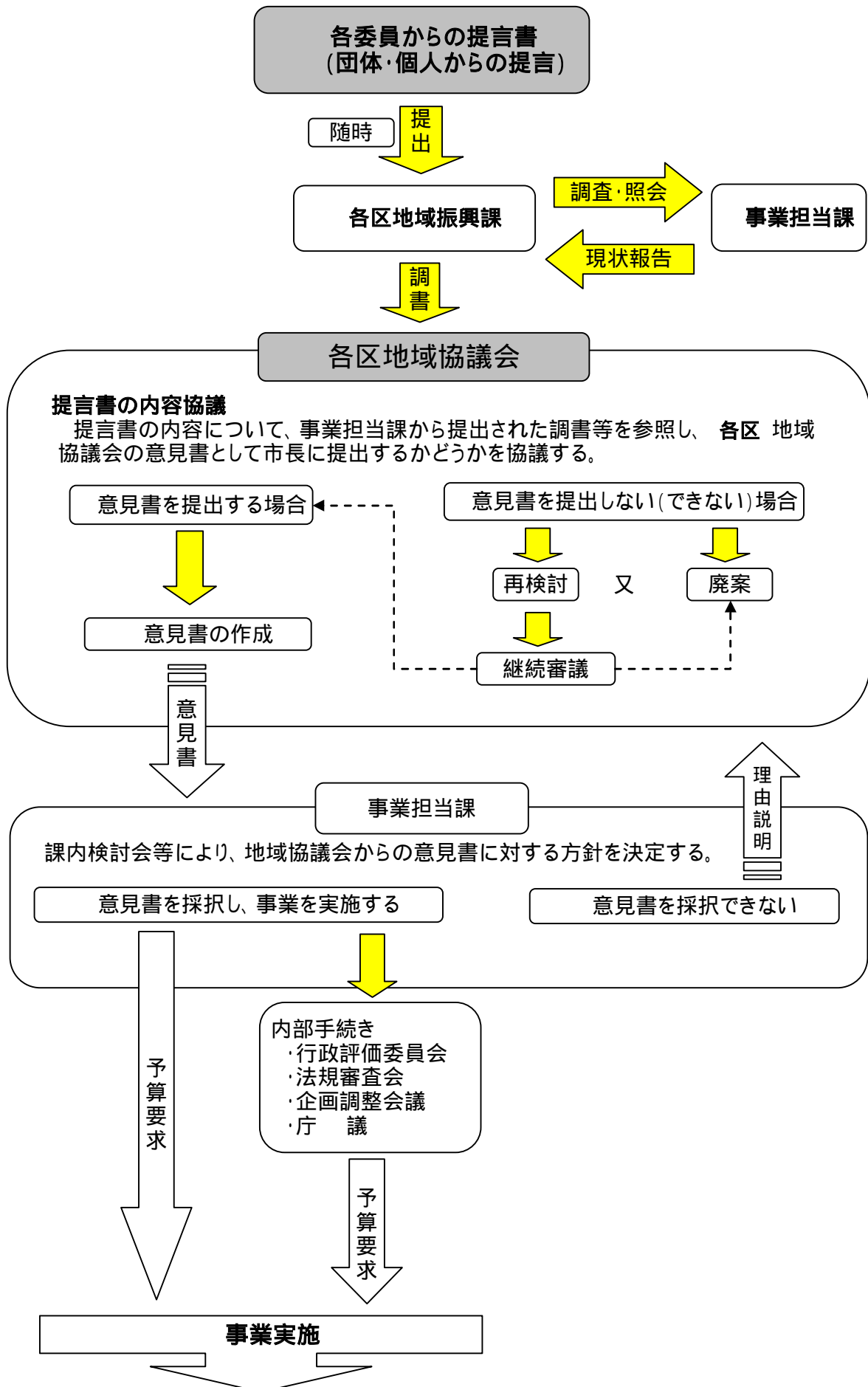
(3) 委員提言の時期

委員提言の時期については、特に制限は設けてありませんが、次年度の当初予算編成への反映を考慮した場合、9月末までの提言が望ましいものです。

(4) 提言対象事業の管理

委員提言があった事業で、実施ができないものについては、各区地域振興課において関係事業の状況を把握し、定期的に報告させていただきます。また、状況が変わった場合についても同様に報告させていただきます。

委員提言書の取り扱いについて



提 言 書

提出月日 平成 年 月 日

委員氏名 ()

(題 名)

項 目		記 入 欄
対象	誰のために実施しますか。(対象者は誰ですか)	
現状	対象は、現在どのような状態なのですか。	
目指すべき状態	どのような状態になれば良いのですか。	
手段	そのためには何をしなければなりませんか。	
予算	実施に当たって経費がかかりますか。	
その他	特に記載すべき事項があれば記載してください。	

提 言 書 (記入例)

提出月日 平成 年 月 日

委員氏名 ()

(題 名) (例) ゴミ収集ボランティアの配置

項 目		記 入 欄
対象	誰のために実施しますか。(対象者は誰ですか)	高齢者のみの世帯
現状	対象は、現在どのような状態なのですか。	ゴミの集積所が家の近くに無い場合、集積所まで運ぶのが大変である。道路を横断する時などは、特に危険である。
目指すべき状態	どのような状態になれば良いのですか。	高齢者が転倒してケガをすることを防いだり、交通事故に遭わないようにして、安心して暮らせるようなまちづくりを目指す。
手段	そのためには何をしなければなりませんか。	集積所までゴミを運搬してくれるボランティアを募集し、ボランティアが集積所までゴミを運搬する。
予算	実施に当たって経費がかかりますか。	経費はかからない。
その他	特に記載すべき事項があれば記載してください。	一人暮らし高齢者の場合、ボランティアによる安否確認にもつながる。